特定非営利活動法人子ども劇場千葉県センター

定款

特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センターという。 (事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、千葉県内の子どもたちに対して、社会参画の機会の拡充をはかるとともに、千葉県内の子どもと芸術・文化に関する諸団体等の、連絡、援助、交流等を行い、子どもたちの生活文化環境をよりよくしていくことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行 う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (事業の種類)
- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 子どもの諸問題に関する活動の推進、子どもの権利条約の推進、子どもの諸活動に 関する支援
 - (2) 子どもの生活文化環境・芸術の向上・普及のための活動及び支援
 - (3) 子どもと文化に関する調査、情報収集と出版広報活動
 - (4) 子どもと文化に関する人材養成、非営利組織にかかわる人の研修
 - (5) 子育て支援に関する活動・推進及び支援
 - (6) 文化団体等との連絡、交流、サポート
 - (7) 行政、諸団体との協同及びネットワーク
 - (8) 前各号に付帯する事業

第3章 会 員

(種 類)

- 第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、団体正会員、特別正会員をもって特定非営利 活動促進法上の社員とする。
 - (1) 団体正会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を推進する子どもと芸術・ 文化に関する諸団体をはじめとする団体
 - (2) 特別正会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を推進する個人及び団体
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を支援、応援する個人及び 団体
 - (4) ボランタリー会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動にボランティアとして協力、参加する個人

(入 会)

第7条 正会員の入会について、特に条件等は付さない。

- 2 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会は、正当な理由のないかぎり、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、 本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 正会員以外の会員になろうとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(会 費)

第8条 正会員及びその他の会員(以下会員という)は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 (みなし退会)

- 第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(除 名)

第11条 会員がこの法人の名誉を毀損し、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をした場合、総会において団体正会員及び特別正会員総数の3分の2以上の同意により、理事長がこれを除名

することができる。

2 この規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、そ の会員

に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返環)

第12条 すでに納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(役員の種類及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員をおく。
 - (1) 理事15名~25名
 - (2) 監事2名~3名
- 2 理事のうち、1名を理事長、副理事長及び専務理事を若干名とする。

(役員の選任)

- 第14条 理事の内3分の2は総会において選任し、3分の1は総会の承認を得て理事長が 委嘱する。
- 2 理事及び監事は総会において選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びに配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の 3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障がある時は、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理し、理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順

序によってその業務を代行する。

- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務 を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法 令もしくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを社員総会 又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し くは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者 の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期が満了においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の選任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会において、団体正会員及び特別 正会員総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。この場合、そ の役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められると き。

(役員の報酬)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

- 第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を若干置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、職員は事務局長が任免する。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第21条 この法人に顧問及び相談役を置く。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し、必要な事項は理事会の議決を経て理 事長が定める。

第6章 会議

(種別及び構成)

- 第22条 会議は、総会、理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、団体正会員及び特別正会員をもって構成する。団体正会員及び特別正会員(団体)は、総会で表決を行う者1名を2年毎に定め、理事長に届ける。なお年度途中で交代するときは、すみやかに理事長に届け出る。
- 3 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。 (会議の機能)
- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他理事会が必要と認める重要な事項
- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後80日以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 団体正会員及び特別正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 通常理事会は、毎年6回(2か月に一度)理事長が招集する。ただし、次の各号の一に 該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

(招集権者及び招集通知)

- 第25条 会議、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、総会を招集するにあたっては、会議を構成する団体正会員及び特別正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、少なくとも会日より10日前までに文書又は電磁的方法をもって発しなければならない。
- 4 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するにあたっては、会議を構成する理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、少なくとも会日より10日前までに文書又は電磁的方法をもって発しなければならない。

(定足数)

- 第26条 総会は、団体正会員及び特別正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した団体正会員及び特別正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議 決)

- 第28条 会議における議決事項は、第25条第3項及び第5項の規定によってあらかじめ 通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款の定める場合を除き、出席した団体正会員および特別正会員の 過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 各会議においてその構成員がその会議の目的である事項について提案した場合において、会議の構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 団体正会員及び特別正会員の表決権は、平等なものとする。また各理事の表決権 は平等なものとする。
- 2 総会に出席できない団体正会員および当該特別正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、または、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事会に出席できない理事については、あらかじめ通知された事項について、書面又は 電磁的方法をもって表決することができる。
- 4 第2項及び第3項に規定する当該団体正会員及び特別正会員または当該理事は、第26 条および前条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 団体正会員総数及び特別正会員総数および出席者数及び出席者氏名(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び出席した団体正会員及び特別正会員のうちから、その会議 において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならな い。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載 した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- 3 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者名(書面表者にあっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 4 理事会の議事録には、議長及び出席した理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第31条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

- 第32条 この資産の管理は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。 (会計の原則)
- 第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行 うものとする。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第35条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理 事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる ことができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第37条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算 の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

- 第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の 議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次の会計年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (臨機の処置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

- 第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した団体正会及び 特別正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規 定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更に伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

- 第43条 この法人は次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 団体正会員及び特別正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
 - 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、団体正会員及び特別正会員総数の3分の2の 同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。 (清算人の選任)
- 第44条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散したときに存す残余財産は、総会の議決を経て、この法人と類似の目的をもつ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において団体正会員及び特別正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 雑 則

(公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 (細 則)
- 第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日とする。

理事長 武智多惠子 副理事長 勝又 國江 専務理事 中村 雪江 理 事 大森智惠子(事務局長) 荒井ハツヨ 同 同 岡田 泰子 加藤 文江 同 同 加藤 綾子 百 黒木 裕子 同 佐藤 節子 同 齋藤まり子 百 曽根崎國子 同 竹内 潤子 同 田中令 同 中下 悦子 同 波多野靜枝 同 林 填紀惠 平田 美貴 同 監 事 宮良 哲雄 足立 紀子 同

- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12年3月31日とする。
- 5 この法人の設立年度の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 団体正会員 月額 基礎額 6000 円+会員数×25円
 - (2) 特別正会員 年額 一口 10000円
 - (3) 賛助会員 個人年額一口 5000 円・団体年額一口 10000 円

付 則

2000 年 6 月 10 日 通常総会にて一部変更(第 13 条第 1 項第 1 号) 同年 10 月 10 日千葉県より定款変更認証

2003年6月10日 通常総会にて一部変更(第2条)

2004年6月6日 通常総会にて一部変更(第2条第3条、第16条) 同年10月5日千葉県より定款変更認証

2007 年 6 月 19 日 通常総会にて一部変更(第 5 条第 5 項追加、第 6 条第 1 項(1)、第 47 条) 同年 9 月 25 日千葉県より定款変更認証

2012 年 6 月 12 日 通常総会にて一部変更(第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 13 条第 2 項、第 14 条 第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項追加、第 23 条(4)(5)、第 25 条第 3 項、第 5 項、第 28 条第 4 項追加、第 29 条第 2 項、第 3 項、第 30 条第 1 項(2)、第 3 項追加、第 31 条(4)(5)、第 36 条第 1 項、第 2 項、第 39 条第 1 項、第 42 条、付則) 同年 9 月 27 日千葉市より定款変更認証

この定款は原本と相違ありません。

特定非営利活動法人子ども劇場千葉県センター 理事長 岡田泰子